

電力広域的運営推進機関
第一事務所オフィスチェア買替
応札資料作成要領

電力広域的運営推進機関

2026 年 9 月

目次

第 1 章	入札関係書類一覧	3
第 2 章	評価項目一覧に係る内容の作成要領	4
2.1	評価項目一覧の構成	4
第 3 章	提案書に係る内容の作成要領及び説明	4
3.1	提案書の構成及び記載事項	4
3.2	提案書様式	4
3.3	留意事項	4

第1章 入札関係書類一覧

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者はそれを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、本機関へ提出する。

表 1 本機関が応札者に提示する資料

資料名称	資料内容
入札仕様書	調達する物品の仕様及び履行にあたっての条件、作業内容、納期、提出物等を示したもの。
応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧、提案書及び適合証明書等を作成・提出するために必要な記載事項、作成方法、添付資料及び留意事項等を示したもの（本書類）。
評価項目一覧	総合評価における評価項目及び評価基準を示したもの。評価は一次と二次があり評価項目は異なる。
評価手順書	評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を示したもの。

表 2 応札者が本機関に提示する資料

資料名称	資料内容
見積書	見積金額及びその内訳を記載したもの（別途封入すること）。
評価項目一覧（回答）	評価項目一覧の「提案書頁番号」欄に、各評価項目に対応する提案内容が記載された提案書の頁番号を記入し、評価項目と提案書の記載箇所を明確にしたもの。
提案書	評価項目に対する提案内容、製品の仕様・性能等について具体的に説明するもの。なお、総額・単価にかかわらず金額は記載してはならない。
契約書（案）	契約締結に使用することを想定した契約書の案。
適合証明書	入札参加に必要な資格等を満たしていることを証明する書面。
全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）	令和 07・08・09 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の等級「C」以上に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有することを証する通知書の写し。

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び内容等を以下に記す。

表 3 評価項目一覧の項目と内容

項目名	内容	記入者
評価対象	当該評価項目の評価対象となる椅子を示すもの。評価項目に応じて、執務エリアの椅子又は全体の椅子を評価対象とする。	本機関
評価項目	評価する観点を分類して示したもの。	本機関
評価基準	評価項目に対して、より具体的な基準を示したもの。	本機関
配点	各評価基準に対する最大配点を示したもの。	本機関
評価区分	評価基準に対する評価の程度を、「特に優れている」「優れている」「やや優れている」「標準的」の4段階で示したもの。	本機関
評価結果	一次評価（仕様書適合）では「○」または「×」で判定し、二次評価（付加価値）では評価区分に基づいて決定した得点を記入する。	本機関
提案書頁番号	各評価基準に対応する提案内容が記載された提案書の頁番号を記載する欄。一次評価は必須項目のため、全ての欄に記載すること。二次評価は、該当する提案書の頁がない場合は空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象をして評価を行う。	応札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

提案書は評価基準一覧に記載の評価基準の内容を十分に咀嚼した上で記述すること。

3.2 提案書様式

- ① 提案書については、特に指定の様式を定めないものとする。提案内容が具体的かつ明確に把握できるよう、必要な事項を記載の上、任意の様式により提出すること。
- ② 提案書及び評価項目一覧は A4 版カラーにて提出すること。
- ③ 電子ファイルの形式は、原則として、Word、PowerPoint、Excel 又は PDF 形式とする（これに拠りがたい場合は、本機関まで申し出ること）。

3.3 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。

- ② 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ③ 本機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX 番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ④ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、質問票に必要事項を記載の上、2026 年 9 月 24 日（木）17 時までに下記問い合わせ先へ、電子メールにて問い合わせる。

【問い合わせ先】

本機関 総務部会計室（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑤ 本要領に従った提案書でないと本機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。